

資料No. 1－2 第3期花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」（素案）概要版

第1章 計画策定にあたって（P. 1～）

◎ 計画策定の趣旨・背景

（趣旨）

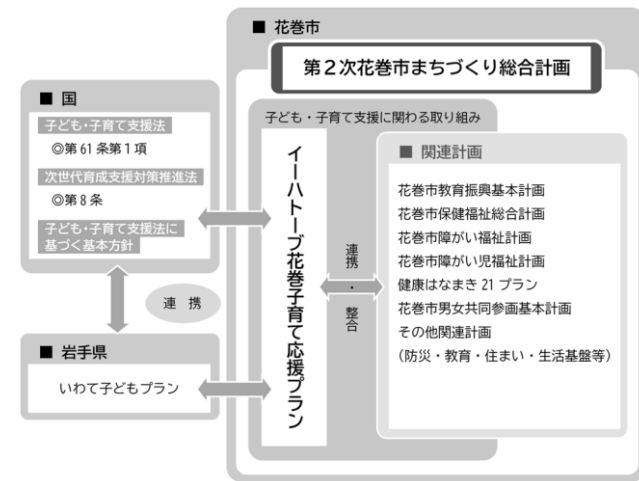
- 花巻市（以下「本市」という。）においては、「子どもが 親が 地域が育ち 子育てに喜びを感じる まちづくり」を基本理念とする花巻市子ども・子育て支援事業計画「イーハトーブ花巻子育て応援プラン」を策定し、これまでに子ども・子育て支援に関する様々な取組を行ってきました。
- 第2期計画が令和6年度(2024)で最終年度を迎えることから、新たに第3期計画を策定し、今後5年間の本市の子ども・子育て支援について、各種事業を実施しようとするものです。

（背景）

- 急速な少子化が進行しており、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域のつながりの弱化などが懸念されています。また、共働き家庭の増加や長時間労働、非正規雇用の増加に対し、同一労働同一賃金や働き方改革が進められていますが、仕事と子育ての両立は依然難しい状況です。
- 日本では、令和5年(2023)に「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。これにより、希望に応じて家族を持ち、安心して子育てできる社会の実現に向けた対策が始まりました。また、次世代育成支援対策推進法が10年間延長され、地域や職場での子育てしやすい環境の整備が進められることになりました。
- 令和6年(2024)3月に策定の「第2次花巻市まちづくり総合計画」では、重点施策推進プロジェクトに「子ども・子育て応援プロジェクト」を掲げ、子育て支援の一層の充実を図ろうとしています。

◎ 計画の位置付け

- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」として位置づけ、花巻市の子どもと子育て家庭を対象に、市が今後進める施策の方向性・目標等を定めたものです。



◎ 計画期間

- 令和7年度(2025)から令和11年度(2029)までの5年間とします。
- 計画期間中における法制度の変更や社会状況の変化、市事業の実施状況に応じ、所要の見直しを行うこととします。

◎ SDGsとの関係

- SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴール（目標）と本市の子育て支援に関連する目標と関連付け、子どもをはじめ、子育て家庭を中心に、多様な主体が連携し、安心して子どもを産み、育てる環境の実現に向けて、その達成に貢献していきます。

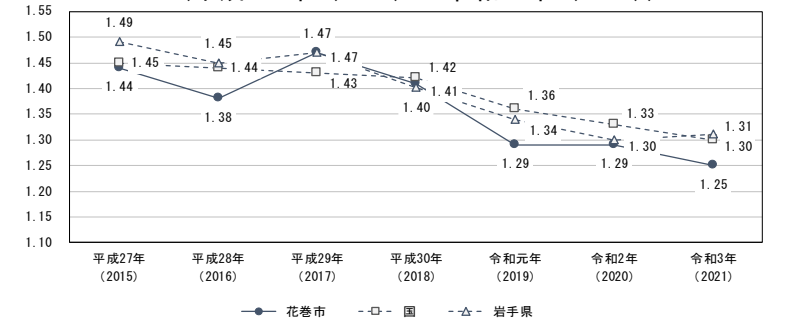


第2章 子ども・子育てを取り巻く現状①（P. 6～）

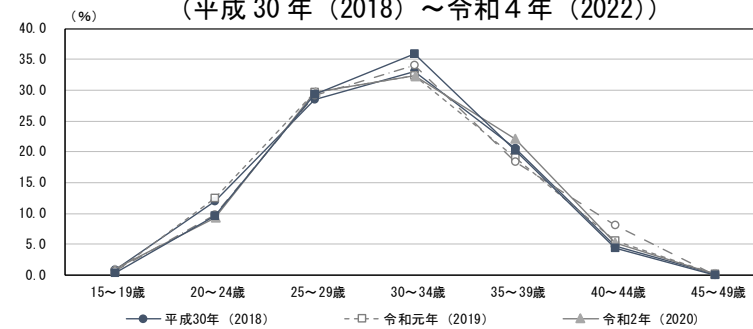
◎ 出生状況 ～ 合計特殊出生率は減少で推移、30～34歳の出生割合が増加～

- 岩手県人口動態統計による本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和3年(2021)では1.25となっています。（右図）

図表 合計特殊出生率
（平成27年（2015）～令和3年（2021））



図表 母親の年齢（5歳階級）別出生割合
（平成30年（2018）～令和4年（2022））

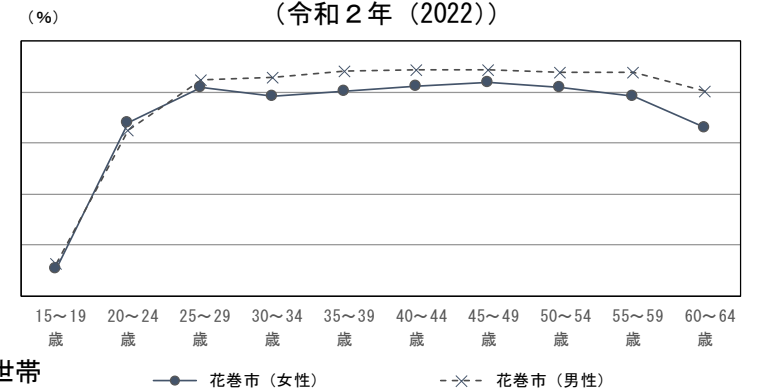


- 人口動態統計特殊報告による本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合は、平成30年(2018)と令和4年(2022)を比較すると、平成30年(2018)と令和4年(2022)を比較すると、20歳から24歳の割合が減少し、30歳から34歳の割合が増加しています。（左図）

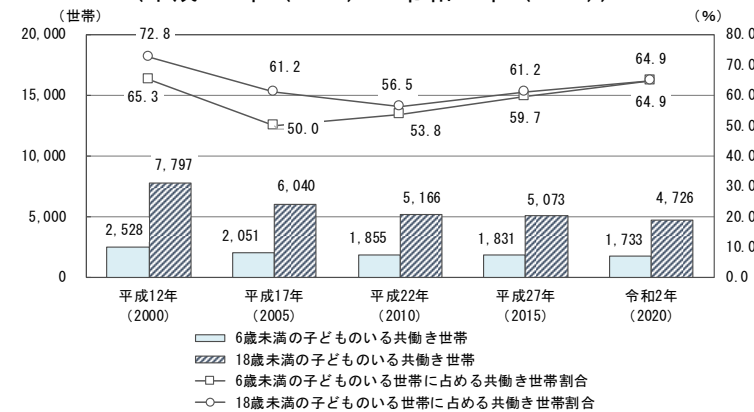
◎ 就労状況 ～ M字カーブは緩やかに、一方で共働き世帯は増加～

- 国勢調査による本市の令和2年(2020)の男女別・年齢別就業率をみると、男性は20～24歳から就業率が上昇し、55～59歳以降は下降しています。（右図）
- 女性の年齢別就業率は、一般に落ち込みが大きいと言われる30歳から39歳のM字カーブを描く線形が緩やかになっています。（右図）

図表 男女別・年齢別就業率
（令和2年（2022））



図表 6歳未満・18歳未満の子どものいる共働き世帯
（平成12年（2000）～令和2年（2020））



- 国勢調査による本市の令和2年(2020)の6歳未満・18歳未満の子どものいる世帯に占める共働き率はいずれも64.9%であり、子育てをしながら働いている家庭の割合は増加しています。（左図）

◎ 保育園・認定こども園・幼稚園の状況

（１）地区別保育園の状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	15	1	3	3	22
定員（人）	1,015	90	160	165	1,430
利用児童数（人）	984	51	148	55	1,238
利用率（％）	96.9	56.7	92.5	33.3	86.6

※特定地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）を含む。

（２）地区別認定こども園の状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	10	0	1	1	12
定員（人）	710	0	165	75	950
利用児童数（人）	689	0	132	58	879
利用率（％）	97.0	0.0	80.0	77.0	92.5

（３）地区別幼稚園の状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	6	0	0	0	6
定員（人）	770	0	0	0	770
利用児童数（人）	227	0	0	0	227
利用率（％）	29.5	0	0	0	29.5

（４）保育園等の待機児童の発生状況

		令和２年度 （2020）	令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）
4/1 現在	空き待ち	25	21	19	18	24
	うち待機	0	0	3	1	9
10/1 現在	空き待ち	41	24	42	37	56
	うち待機	24	16	20	28	30

◎ 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）の状況

（１）学童クラブ（放課後児童健全育成事業）利用状況表（令和６年（2024）４月１日現在）

区 分	花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域	計
施設数（か所）	14	1	4	1	20
定員（人）	1,320	48	260	95	1,723
利用児童数（人）	1,033	32	160	99	1,324
利用率（％）	78.3	66.7	61.5	104.2	76.8

※定員（人）：面積上の受入可能数

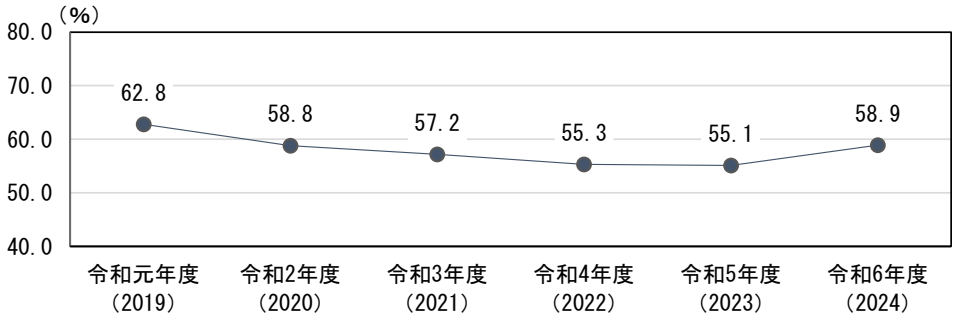
（２）学童クラブ（放課後児童健全育成事業）待機児童数の推移（各年４月１日現在）

	令和２年度 （2020）	令和３年度 （2021）	令和４年度 （2022）	令和５年度 （2023）	令和６年度 （2024）
待機児童数(全学童クラブ)	0	0	4	0	4

◎ 子育てのしやすさ

- まちづくりアンケートにおける「子育てしやすいまちだと感じる人の割合」は、令和５年度（2023）まで減少が続いていましたが、令和６年度（2024）には増加へと転じ、58.9%の方は本市を子育てしやすいまちと感じています。

図表 子育てしやすいまちだと思う割合
（令和元年度（2019）～令和６年度（2024））



※ 子育てしやすいまちだと思う割合の算出に当たっては、「子どもがいないのでわからない」、「無回答」を除外した数値を分母、「そう思う」、「どちらかというと思う」の合計を分子として割合を算出しています。

資料：花巻市まちづくり市民アンケート結果報告書（令和元年度～６年度）

◎ 第2期子ども・子育て支援事業の実施状況

- 第2期子ども・子育て支援事業計画は、7つの基本施策と109の事業により構成されています。
- 基本施策別の達成状況では、最終年度の令和６年度（2024）の目標達成見込が80事業、未達成が26事業、評価対象外が3事業となっており、5年間の総括を踏まえて、着実な目標達成に向け、今後も事業を実施していく必要があります。

図表 第2期子ども・子育て支援事業実施状況

基本施策	主要 事業数	R6 目標値 達成見込み 事業数	R6 目標値 未達成事業数	評価対象外 事業数
I 地域における子育ての支援	55	41	12	2
II 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	14	9	5	0
III 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	12	5	7	0
IV 子育てを支援する生活環境の整備	8	7	1	0
V 職業生活と家庭生活との両立の推進	2	2	0	0
VI 子どもの安全の確保	7	6	1	0
VII 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	11	10	0	1
合計	109	80	26	3

◎ 基本理念

「子どもが 親が 地域が 育ち
子育てに喜びを感じるまちづくり」

- 子どもたちは、私たちにとって不可欠な存在であり、未来そのものであり、子どもの成長を見守り、育んでいくことは何ものにも代えがたい大きな喜びとなります。子育てを通じて、子どもが、親が、地域が成長できるよう、社会全体で子育て家庭を見守り、支援していくことが大切です。
- 近年、結婚観や生活様式が変化し、晩婚や未婚の傾向がますます高まっています。また、子育て家庭では、仕事と家庭の両面で子どもの育児に対する負担や不安、そして孤立感が増加しており、子ども自身もいじめや不登校、成長や発達に関する不安など、さまざまな問題に直面しています。こうした課題の解決にあたっては、子どもが健やかに育つ環境を社会全体で包括的に推進することが不可欠です。
- こうした子どもの成長や子育てを取り巻く現在の状況を受け止め、これまでの基本理念を継承し、地域全体ですべての子どもの健やかな成長に喜びを感じるまちづくりを目指します。

◎ 基本目標

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

- 子どもの最善の利益が実現される社会を目指します。
- 子ども自らの「育つ力」を大切にし、自立心や社会性を養い、思いやる心を高めるとともに、自然とのふれあいの機会や多様な体験の場などの提供により、広くすべての子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

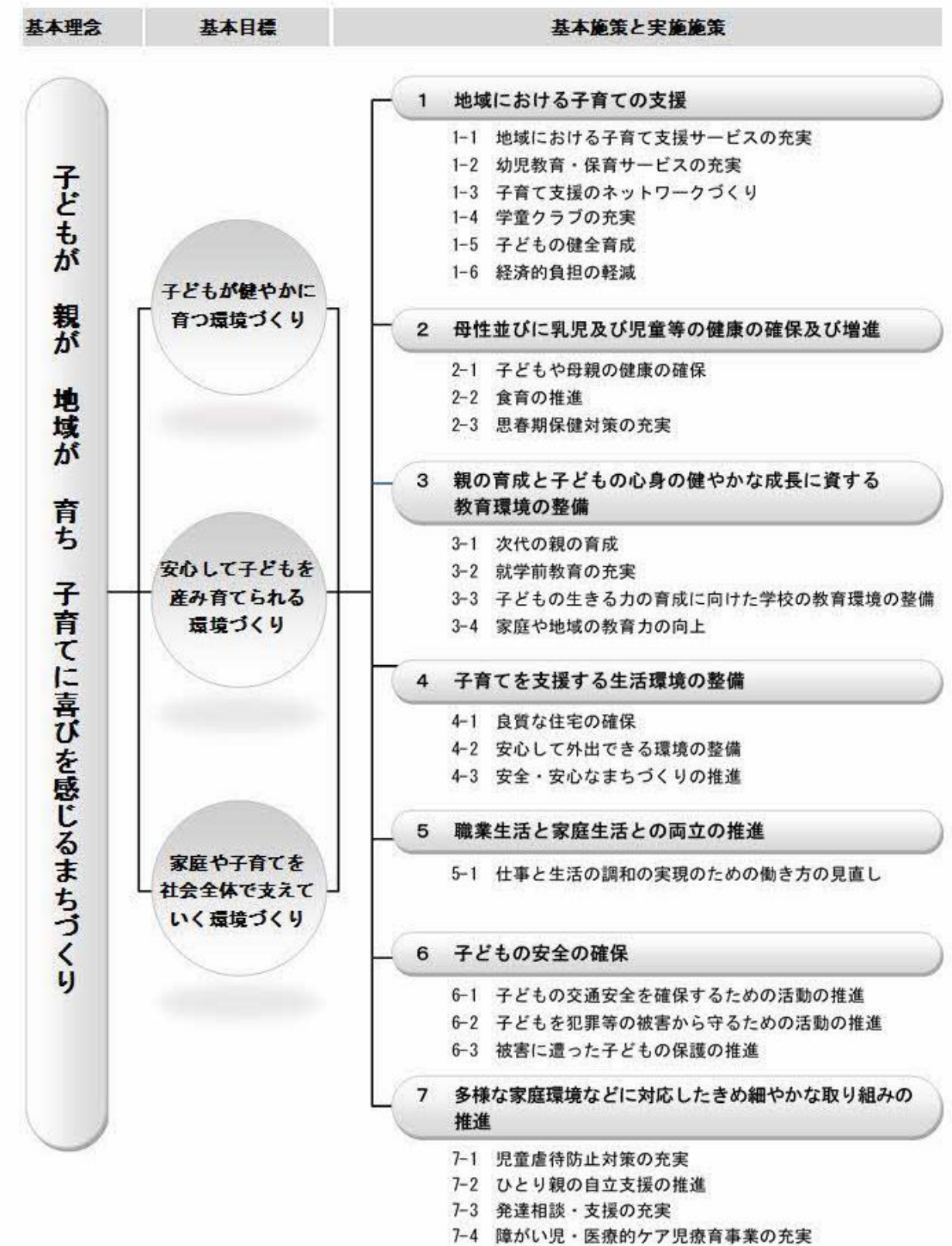
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 子育てに対する不安、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育ての喜びを味わい、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

基本目標3 家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくり

- 子育てサークルやボランティアなど様々な地域活動団体や地域住民と協働し、家庭や子育てを社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

- 以下の施策体系の下、7つの基本施策にかかる23の実施施策を展開します。
- 23の実施施策においては、具体的な取り組みとして主要事業を掲載し、評価指標を設定します。



第4章 基本施策ごとの取組内容 第2節 施策別主要事業の体系

基本施策	実施施策	主要事業	担当課
1 地域における子育ての支援	1 地域における子育て支援サービスの充実	1 利用者支援事業★(1) 2 子育て支援情報提供事業 3 こどもセンター運営事業★(9) 4 地域子育て支援センター事業★(9) 5 ファミリー・サポート・センター事業★(12) 6 子育て短期支援事業★(6) 7 病児保育事業（体調不良児対応型） 8 病後児保育事業★(15) 9 実費徴収に係る補足給付を行う事業★(3) 10 多様な事業者の参入促進・能力活用事業★(4)	こども家庭センター こども課 こどもセンター こどもセンター こどもセンター こども家庭センター こども課 こども課 こども課 こども課
	2 幼児教育・保育サービスの充実	11 延長保育事業★(2) 12 一時預かり事業★(10) 13 障がい児保育事業 14 保育所保育環境充実事業 15 保育施設整備支援事業 16 保育力充実事業 17 乳児のための支援給付（こども誰でも通園制度）(R7) 乳児等通園支援事業★ 18 幼稚園における子育て支援活動事業 19 幼稚園教育環境充実事業 20 特定施設2歳児就園支援事業 21 預かり保育事業	こども課 こども課 こども課 就学前教育課 こども課 こども課 こども課 こども課 こども家庭センター 就学前教育課・こども課 こども課 こども課 こども課
	3 子育て支援のネットワークづくり	22 講演会・研修会開催事業 23 地域子育て支援情報ネットワーク事業	生涯学習課 こどもセンター
	4 学童クラブの充実	24 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）★(5) 25 学童クラブ施設整備事業	こども課 こども課
	5 子どもの健全育成	26 民生児童委員活動事業 27 スポーツ少年団本部支援事業 28 団体鑑賞事業 29 学校体育施設開放事業 30 少年センター事業 31 安全・安心まちづくり大会開催事業 32 国際姉妹都市等交流推進事業 33 地区振興センター等活動事業 34 教育を高める市民運動事業 35 学校地域協働連携事業 36 公園整備事業 37 （仮称）子育て支援複合施設整備調査検討事業	地域福祉課 スポーツ振興課 文化会館 学務管理課 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 国際交流室 生涯学習課 学校教育課 学校教育課 都市政策課 こども課
	6 経済的負担の軽減	38 保育料負担軽減事業 39 副食費負担軽減事業 40 在宅育児支援事業 41 児童手当支給事業 42 特別児童扶養手当支給事業 43 妊産婦交通費助成事業 44 周産期医療確保対策事業 45 不妊治療支援事業 46 妊産婦医療費助成事業 47 子ども医療費助成事業 48 ひとり親家庭医療費助成事業 49 養育医療費助成事業 50 重度心身障がい者医療費助成事業 51 出産・子育て応援事業 52 生活困窮者支援事業 53 こども食堂等運営支援事業 54 奨学金貸与事業 55 奨学金活用人材確保支援事業 56 はなまき夢応援奨学金事業 57 就学援助事業 58 学校給食費負担軽減事業	こども課 こども課 こども課 こども課 こども課 地域医療対策室 地域医療対策室 国保医療課 国保医療課 国保医療課 国保医療課 こども家庭センター 国保医療課 こども家庭センター 地域福祉課 地域福祉課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課 学務管理課

基本施策	実施施策	主要事業	担当課
2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進	1 子どもや母親の健康確保	59 健康教育事業 60 健康相談事業 61 健康診査事業★(13) 62 予防接種事業 63 子育て支援家庭訪問事業★(7), (8)-① 64 特定妊婦支援事業★(8)-① 65 認可外保育施設健康管理事業 66 産後ケア等事業★(17) (再掲:No. 51) 出産・子育て応援事業	こども家庭センター こども家庭センター こども家庭センター 健康づくり課 こども家庭センター こども家庭センター こども課 こども家庭センター こども家庭センター
	2 食育の推進	67 乳幼児に対する栄養相談事業 68 食育講座 69 保育園等における地産地消事業 70 学校給食における地産地消推進事業 71 学校給食センター改修事業	こども家庭センター 健康づくり課 こども課 学務管理課 学務管理課
	3 思春期保健対策の充実	72 学校保健事業	学務管理課
3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 次代の親の育成	73 赤ちゃんふれあい体験事業	こども家庭センター
	2 就学前教育の充実	74 保幼小一一体研修事業 75 幼児ことばの教室事業 76 発達支援事業 77 保育・教育アドバイザー派遣事業	就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課
	3 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備	78 キャリア学習支援事業 79 特別支援事業 80 小学校施設維持事業 81 中学校施設維持事業 82 義務教育学校整備事業	学校教育課 学校教育課 教育企画課 教育企画課 教育企画課
	4 家庭や地域の教育力の向上	83 ブックスタート及びブックスタートプラス事業 84 ふれあい出前講座事業 85 ニコニコガイド発行事業 86 ニコニコチャレンジ推進事業 87 ニコニコせんせい体験事業	花巻図書館 生涯学習課 就学前教育課 就学前教育課 就学前教育課
4 子育てを支援する生活環境の整備	1 良質な住宅の確保	88 公営住宅整備事業 89 若者世代等空き家取得奨励金（子育て加算） 90 子育て世帯住宅取得奨励事業 91 地域優良賃貸住宅等支援事業	建築住宅課 定住推進課 定住推進課 建築住宅課
	2 安心して外出できる環境の整備	92 子育て応援の店の普及・拡大事業 93 移動式赤ちゃんの駅貸出事業	こども課 こども課
	3 安全・安心なまちづくりの推進	94 交通安全環境整備事業 95 地域安全活動推進事業 96 広報啓発活動事業	道路課 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター
5 職業生活と家庭生活の両立の推進	1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	97 子育て支援制度の普及啓発事業 98 育児支援等各種情報提供事業	地域づくり課・商工労政課 地域づくり課・商工労政課
6 子どもの安全の確保	1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	99 子どもの交通事故防止対策事業 100 交通安全教育・啓発事業	市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター
	2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	101 地域防犯活動推進事業 102 子ども110番の家等推進事業（再掲:No. 30）少年センター事業 103 学校安全確保事業	市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 市民生活総合相談センター 学校教育課
	3 被害に遭った子どもの保護の推進	104 児童立ち直り支援活動事業	こども家庭センター
7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	1 児童虐待防止対策の充実	105 要保護児童対策地域協議会事業★(8)-② 106 家庭児童相談事業 107 子育て世帯訪問支援事業★(14) 108 児童育成支援拠点事業★(15) 109 親子関係形成支援事業★(16)	こども家庭センター こども家庭センター 健康福祉部 健康福祉部 健康福祉部
	2 ひとり親の自立支援の推進	110 女性相談支援事業 111 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 112 ひとり親相談事業 113 児童扶養手当支給事業 114 母子家庭等自立支援給付金事業 115 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	こども家庭センター こども家庭センター こども家庭センター こども課 こども家庭センター こども家庭センター
	4 障がい児・医療的ケア児療育事業の充実	116 障がい児通所等給付事業 117 障がい児支援事業（再掲 No. 76）発達支援事業（再掲 No. 79）特別支援事業	障がい福祉課 障がい福祉課 就学前教育課 学校教育課

★印：地域子ども・子育て支援事業 ※（ ）の番号は第5章第3節に掲載の事業番号に対応
 朱書き：第3期計画からの新規掲載事業 (R6以前より実施中の事業で第2期計画に未掲載の事業を含む)

第4章 基本施策ごとの取組内容（P. 45～P. 72 新たに掲載する事業の内容）

◎ 基本施策1 地域における子育ての支援

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
17	乳児のための支援給付（こども誰でも通園制度）(R7)乳児等通園支援事業★	一定時間（月10時間）以内で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる通園給付を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	47
25	学童クラブ施設整備事業	学童クラブ利用児童の増加等に伴う施設整備及び改修等を行う。	（事業の継続）	施設整備：2施設 改修：2施設	継続	50
36	公園整備事業	遊戯施設の修繕、更新撤去及び芝生の整備、樹木管理を行う。公園等施設長寿化計画の実施。	公園事故及びトラブル（件）	0件	0件	52
37	（仮称）子育て支援複合施設整備調査検討事業	屋内遊戯施設、子育て支援複合施設の整備に関する調査検討を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	52
40	在宅育児支援事業	保育所等を利用しない生後2か月から3歳未満の第2子以降の子どもを養育する世帯に支援金を支給。	（事業の継続）	1,000月	継続	53
43	妊産婦交通費支援事業	妊産婦の産科医療機関への通院、入院又は近隣宿泊施設に待機宿泊する経費を補助する。	（事業の継続）	149名 （R6.10月現在）	継続	53
44	周産期医療確保対策事業	・医師の就職支援（一時金）、保育料支援、家賃支援、奨学金返還支援及び交通費支援に関する補助金を交付する。 ・産科医の雇用に要した医師紹介事業者への紹介手数料支援に関する補助金を交付する。 ・助産師の就職支援（一時金）保育料支援、家賃支援、奨学金返還支援に関する補助金の交付及び就職資金の貸付を行う。	（事業の継続）	1名 （R6.11月現在）	継続	54
45	不妊治療支援事業	不妊治療を受けやすい環境づくりを推進するため、経済的負担を軽減する。	（事業の継続）	（助成済額） 3,028,180円 うち生殖補助医療 2,617,440円 ・一般不妊治療件数 410,740円	継続	54
51	出産・子育て応援事業	妊娠届出時、妊娠8ヶ月前後、赤ちゃん訪問時にアンケート及び面談を実施し、赤ちゃん訪問の面談を実施後に交付金を交付する。	悩みや困りごとの相談先や利用できるサービスを知ることが出来た母の割合（％）	100％	100％	54
52	生活困窮者支援事業	生活困窮者に対し、一人一人の状況に応じた総合的な支援を行う。	（事業の継続）	継続	継続	54
53	こども食堂等運営支援事業	経済的な理由等により困窮している世帯のこども等を支援するこども食堂やフードパントリー等を継続的に運営するため、当該事業を実施する団体への運営支援を行う	市内でこども食堂を継続実施している団体数	7団体	8団体	54
58	学校給食費負担軽減事業	食材料費の高騰に係る学校給食費の値上がり分をを市が負担し、経済的負担を軽減する。	（要検討）	（要検討）	（要検討）	55

◎ 基本施策2 母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
66	産後ケア等事業★(17)	妊産婦が抱える妊娠・出産等に関する悩みの相談支援や、産後間もない母子に対する心身のケア等を行う。	産後ケア事業利用者の満足度	100.0％	100.0％	56

◎ 基本施策3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
77	保育・教育アドバイザー派遣事業	市内就学前施設からの派遣依頼を受け、保育・教育アドバイザーが施設を訪問し、保育・教育に対する助言や、就学前教育と小学校教育との円滑な接続を目的とした支援を行う。	（事業の継続）	継続	継続	60
80	小学校施設維持事業	小学校施設の維持管理及び長寿命化を行う。	（事業の継続）	維持修繕学校数16校	継続	61
81	中学校施設維持事業	中学校施設の維持管理及び長寿命化を行う。	（事業の継続）	維持修繕学校数11校	継続	61
82	義務教育学校整備事業	矢沢地区における義務教育学校を整備する。	（事業の継続）	継続	（令和10年度までに事業完了）	61

◎ 基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
89	若者世代等空き家取得奨励金（子育て加算）	若者世代（39歳以下）または県外からの移住者の空き家取得に係る奨励金について、子育て世帯については加算する。	（事業の継続）	2件	継続	63
91	地域優良賃貸住宅等支援事業	子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の家賃減額補助を行う。	（事業の継続）	36件	継続	63

◎ 基本施策7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進

N0	事業名	事業内容	指標	令和6年度実績見込	令和11年度目標値	掲載ページ
107	子育て世帯訪問支援事業★(14)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅、訪問支援員が訪問し、家事・子育て等の支援を実施する。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	70
108	児童育成支援拠点事業★(15)	養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路相談等の支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を評価し、個々の児童の状況に応じ包括的な支援を行う。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	70
109	親子関係形成支援事業★(16)	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同志が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける。	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	（実施段階において検討）	70

※第3期計画より追加掲載する事業のみを抜粋

◎ 統合・終了事業（P. 73）

基本 施策 (※)	実施 施策 (※)	事業名	事業内容	統合・終了の別及び理由
I	1	保育園等園庭開放事業	保育園に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・子どもたちとの交流の機会を提供し、支援に努める。	【統合】各園が主体的に取り組んでいる事業であり、市事業としてはNo. 3(こどもセンター運営事業), No. 4（地域子育て支援センター事業）が本事業の機能を果たすものとして実施しているため。
1	1			
I	1	幼稚園開放事業	親子が気軽に遊び、ふれあい、子育てに関する情報を交換する場や機会を提供し、子育て支援に努める。	【統合】各園が主体的に取り組んでいる事業であり、市事業としてはNo. 3(こどもセンター運営事業), No. 4（地域子育て支援センター事業）が本事業の機能を果たすものとして実施しているため。
1	1			
I	2	保育園等地域活動事業	地域住民との世代間交流を始めとする保育園等地域活動を、保育園等の実情に合わせて実施する。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、補助事業も終了したことから、市事業の目的を達したと判断し終了とする。
—	—			
I	3	障がい児の受け入れ支援事業	障がい児の受け入れ体制の確保を支援する。	【統合】施策Ⅰ-2とⅠ-3の統合により、事業趣旨同一のNo. 13（障がい児保育事業）と統合。
1	2			
I	3	世代間交流事業	老人ホームの訪問等によるふれあい交流や中・高校生等による体験学習など、異年齢間の交流を促進する。	【終了】各園が主体的に行っている事業であり、補助事業も終了したことから、市事業の目的を達したと判断し終了とする。
—	—			
I	5	放課後子供教室推進事業	学校等の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全な居場所を設置し、様々な体験活動や地域住民との交流を行う。	【終了】令和2年度の実施校（内川目小学校、亀ヶ森小学校）の閉校後、他校での実施に係る要望や実施の動きがないため。
—	—			
I	7	乳幼児医療費助成事業	乳幼児の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業をNo. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	小学生医療費助成事業	小学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業をNo. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	中学生医療費助成事業	中学生の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業をNo. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	高校生等医療費助成事業	高校生等の保護者が安心して子育てができる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、乳幼児・小学生・中学生・高校生等の医療費助成事業をNo. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
I	7	心身障がい児医療費助成事業	心身に障がいのある児童の保護者が安心して子育てできる環境づくりのため、経済的負担を軽減する。	【統合】令和5年8月からの市独自の所得制限撤廃に伴い、No. 47（子ども医療費助成事業）に統合。
1	6			
Ⅱ	1	こどものためのインフルエンザ予防接種費用軽減事業	生後6か月から中学生を対象にインフルエンザ予防接種費用を補助し保護者の負担軽減を行う。	【統合】定期予防接種の実施事業と、インフルエンザ、おたふくかぜ等の予防接種に対する補助事業をNo. 62（予防接種事業）に統合。
2	1			
Ⅳ	2	放射能公害対策事業	市民の不安を速やかに解消するため、空間放射線量の計測・公表と市民から持ち込まれる食品などに含まれる放射性物質の濃度を測定する。	【終了】取組自体は継続しているが、高濃度の放射能が検出されるケースは限定的であり、子育てに安全管理としての側面がなくなってきたため、終了とする。
—	—			
Ⅳ	4	ユニバーサルデザイン化推進事業	公共施設交通機関等について、妊婦や子ども連れが安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザイン化に努める。	【終了】公共施設や交通機関の整備においては、バリアフリー対策が行われることが通常となっており、市の取り組みも周知活動のみとなっているため、本計画に係る事業掲載については終了とする。
—	—			

※基本施策及び実施施策の記号は上段が第2期計画、下段が第3期計画の番号を指す。

◎ 第2期・第3期の施策数及び事業数比較（P. 74）

○基本施策及び実施施策

基本施策（7 施策）	実施施策（29 施策）
1 地域における子育ての支援	2 保育サービスの充実 3 幼児教育における支援の充実
3 親の育成と子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
4 子育てを支援する生活環境の整備	2 安全な生活環境の確保 3 安全な道路交通環境の整備 4 安心して外出できる環境の整備 5 安全・安心なまちづくりの推進
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	2 仕事と子育ての両立の推進
7 多様な家庭環境などに対応したきめ細やかな取り組みの推進	3 発達相談・支援の充実

実施施策（23 施策）
2 幼児教育・保育サービスの充実 (統合：施策1－2へ)
(統合；施策4－3へ)
(削除：主要事業の終了による) (統合：施策4－3へ) 2 安心して外出できる環境の整備 3 安全・安心なまちづくりの推進
(統合：施策5－1へ)
(統合：施策3－2へ)

○統合・終了・新規掲載事業数の比較

第2期計画 109事業

見直し事業数	基本 施策	実施 施策	事業名
統合前(11)	I	1	こどもセンター運営事業★(13)
4事業	I	1	地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)★(13)
	I	1	保育園等園庭開放事業
	I	1	幼稚園開放事業
	I	2	障がい児保育事業
2事業	I	3	障がい児の受け入れ支援事業
5事業	I	7	乳幼児医療費助成事業
	I	7	小学生医療費助成事業
	I	7	中学生医療費助成事業
	I	7	高校生等医療費助成事業
	I	7	心身障がい児医療費助成事業
掲載終了 7事業	I	1	保育園等園庭開放事業
	I	1	幼稚園開放事業
	I	2	保育園等地域活動事業
	I	3	世代間交流事業
	I	5	放課後子供教室推進事業
	Ⅳ	2	放射能公害対策事業
	Ⅳ	4	ユニバーサルデザイン化推進事業

第3期計画 117事業

見直し事業数	基本 施策	実施 施策	事業名
統合後(4)	1	1	こどもセンター運営事業★(13)
2事業	1	1	地域子育て支援センター事業 (地域子育て支援拠点事業)★(13)
1事業	1	2	障がい児保育事業
1事業	1	6	子ども医療費助成事業
新規掲載 22事業	1	2	乳児のための支援給付(こども誰でも通園制度) (R7)乳児等通園支援事業★
	1	5	学童クラブ施設整備事業
	1	5	公園整備事業
	1	5	(仮称)子育て支援複合施設整備調査検討事業
	1	6	在宅育児支援事業
	1	6	妊産婦交通費支援事業
	1	6	周産期医療確保対策事業
	1	6	不妊治療支援事業
	1	6	出産・子育て応援事業
	1	6	生活困窮者支援事業
	1	6	こども食堂等運営支援事業
	1	6	学校給食費負担軽減事業
	2	1	産後ケア等事業
	3	2	保育・教育アドバイザー派遣事業
	3	3	小学校施設整備事業
	3	3	中学校施設整備事業
	3	3	義務教育学校整備事業
	4	1	若者世代等空き家取得奨励金(子育て加算)
	4	1	地域優良賃貸住宅等支援事業
	7	1	子育て世帯訪問支援事業
	7	1	児童育成支援拠点事業
	7	1	親子関係形成支援事業

◎ 教育・保育提供区域、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定及び事業の追加

- 地域子ども・子育て支援事業の提供区域について、教育・保育（子ども・子育て支援給付）及び延長保育事業は教育・保育提供施設において実施するため4地域とするほか、放課後児童健全育成事業（学童クラブ）は小学校区とし、その他の事業に関しては、全市域を提供区域とします。
- 令和6年度より創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業や、令和7年度より法制化される乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施・検討を進めるとともに、地域子ども・子育て支援事業に移管される産後ケア事業についても第3期計画に事業を追加掲載し、引き続き取り組みます。

図表 教育・保育提供区域の設定

事業名		提供区域		
		全市域	4地域	小学校区
教育・保育（子ども・子育て支援給付）			○	
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援事業	○		
	② 延長保育事業		○	
	③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	○		
	④ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	○		
	⑤ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）			○
	⑥ 子育て短期支援事業	○		
	⑦ 乳児家庭全戸訪問事業	○		
	⑧-1 養育支援訪問事業	○		
	⑧-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）	○		
	⑨ 地域子育て支援拠点事業	○		
	⑩ 一時預かり事業	○		
	⑪ 病児保育事業	○		
	⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	○		
	⑬ 妊婦健康診査	○		

図表 第3期計画からの追加事業に係る教育・保育提供区域の設定

事業名		提供区域		
		全市域	4地域	小学校区
令和7年度以降 地域子ども・子育て支援事業	⑭ 子育て世帯訪問支援事業	○		
	⑮ 児童育成支援拠点事業	○		
	⑯ 親子関係形成支援事業	○		
	⑰ 産後ケア事業	○		
令和8年度以降 乳児等のための支援給付	● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	○		

◎ 計画期間における児童数の推計

年齢	実績（各年度4月1日現在）					推計（各年度4月1日現在）				
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
0歳	489	489	426	468	367	369	359	350	341	333
1歳	554	512	510	450	490	385	387	377	368	359
2歳	655	571	517	515	454	498	391	393	383	374
3歳	639	663	573	525	524	459	503	395	397	387
4歳	652	643	673	575	542	529	464	508	399	401
5歳	681	660	649	677	575	547	534	469	513	403
6歳	722	689	660	652	685	581	550	519	455	495
7歳	696	722	687	657	656	685	581	550	519	455
8歳	695	702	724	684	661	656	685	581	550	519
9歳	739	699	702	719	687	661	656	685	581	550
10歳	730	735	701	701	721	687	661	656	685	581
11歳	851	732	734	700	702	721	687	661	656	685
0～2歳	1,698	1,572	1,453	1,433	1,311	1,252	1,137	1,120	1,092	1,066
3～5歳	1,972	1,966	1,895	1,777	1,641	1,535	1,501	1,372	1,309	1,191

（推計手法について）

- 0～5歳については、令和2年（2020）～令和6年（2024）の住民基本台帳人口（各年4月1日現在）を用いたコーホート変化率法により推計を行っています。
- 6～11歳については、第2期計画までコーホート変化率法による推計を行っていましたが、より実態に近い推計値として、第3期計画では花巻市教育委員会が算出した、学区内の出生児童数に前年度の当該校への平均入学率を乗じた推計値を使用します。なお、児童数の合計には、特別支援学級在籍者を含みます。

◎ 教育・保育施設の充実（P. 78～）

- 教育・保育施設の充実に向けて各認定区分における計画期間（令和7年度（2025）～令和11年度（2029））の「量の見込み」については、令和2年度～令和6年度の市内全体の児童数及び花巻・大迫・石鳥谷・東和地域での教育・保育施設の利用実績の推移をもとに算出します。
- 設定した「量の見込み」に対し、当該年度中にどのくらいの定員や施設数等を確保するか、という年度ごとの目標数値として「確保の方策」をまとめます。

【量の見込み】

- 計画期間における利用見込みは市全体で最大2,370人程度であり、計画最終年度となる令和11年度には1,933人程度に減少する見込みです。

【確保の方策】

- 令和6年度時点で開設されている教育・保育施設により、必要利用定員総数を確保します。

◎ 地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた今後の方向性

（１）利用者支援事業

- 保健師等の専門職がすべての妊婦等の状況を継続的に把握し、妊産婦等に対しきめ細やかな支援を行う施設（こども家庭センター）により、サービスを提供します。

（２）延長保育事業

- 花巻・大迫・石鳥谷・東和の各提供区域において、令和６年度時点で実施している保育園・認定こども園 41 施設により、必要利用数を確保します。

（３）実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 教育・保育施設等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等を対象となる児童に給付します。

（４）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や必要性などを主な観点として、事業者と協議を行い、参入及び能力活用を支援します。

（５）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

- 各小学校区を基本に令和６年度時点で開設している学童クラブ 20 施設及び令和７年度から開設する 2 施設を合わせた 22 施設により、必要利用定員総数を確保します。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

- 令和６年度時点で実施している市内外の 4 施設により必要利用数を確保します。

（７）乳児家庭全戸訪問事業

- 保健師等の専門職による乳児のいる全ての家庭への家庭訪問を計画的に実施します。

（８）養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

- 養育支援が必要な家庭に助産師を派遣し、訪問援助等を行います。

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）

- こども家庭センターや「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進し、児童虐待の予防・早期発見や適切な保護など、子どもを守る取り組みを実施します。

（９）地域子育て支援拠点事業

- 令和６年度時点で開設している市内 6 か所のこどもセンター及び地域子育て拠点センターにより、必要利用数を確保します。

（10）一時預かり事業

① 幼稚園における預かり保育（幼稚園型）

- 令和６年度時点で実施している 3 か所及び令和７年度より実施新制度移行予定の 1 か所、計 4 か所の幼稚園により、必要利用数を確保します。

② 保育所等による一時預かり

- 令和６年度時点で実施している 19 施設により、必要利用数を確保します。

（11）病児保育事業

- 病後型は、令和６年度時点で実施している 1 施設により、必要利用数を確保します。
- 体調不良型は、令和６年度時点で実施している 17 施設により、必要利用数を確保します。

（12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- 令和６年度時点の、援助を行うことを希望する人数を維持し、必要利用数を確保します。

（13）妊婦健診事業

- 妊娠・出産にあたり、支援を要する妊婦を早期に発見するとともに、医療機関等と連携し、必要時に保健師等による継続支援を行うことで、切れ目なく支援につながる体制の確保に努めます。

（14）子育て世帯訪問支援事業【新規】

- 相談事業や訪問、健診等の様々な機会のほか、関係機関と連携して情報共有を図るなどして、対象者の把握に努め、事業実施の妥当性や必要性を含め、適切な支援について検討します。

（15）児童育成支援拠点事業【新規】

- 市内での居場所づくりとともに、支援の必要な児童の把握に努め、適切な支援について検討します。

（16）親子関係形成支援事業【新規】

- 妊婦健診事業や乳児家庭全戸訪問事業での相談、訪問機会をはじめ、様々な教育・保育施設での状況等から、対象となる保護者や児童の把握に努め、事業実施の妥当性や必要性について検討します。

（17）産後ケア事業【新規】

- 日帰り型については、令和６年度時点で実施している 1 施設により、必要利用数を確保します。
- 宿泊型については、事業実施についての検討を進めます。

◎ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

- 市内においても令和７年度より制度化に向けた調査等を実施し、令和８年度からの本格実施に向けて検討します。

第6章 計画の着実な推進に向けて（P. 105）

◎ 計画の推進体制

- 本計画の趣旨や制度を十分理解し、本計画を推進する当事者として、互いに協力した関係を構築していくために、「花巻市子ども・子育て会議」において子育てにかかる、各主体の取り組み状況や課題を共有し、施策・事業を計画的・総合的に推進します。

◎ 計画の進捗状況の点検・評価

- 子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業に従事する者などを含み、幅広い子育て支援に関与する者で構成する「花巻市子ども・子育て会議」において、毎年度、子ども・子育て支援施策の実施状況等について点検、評価し、必要に応じて改善を促します。
- 計画に定めた「利用見込み」や「確保方策」に乖離がある場合や、国の制度改正等により、本計画の実施や推進に予定していない事業の創設や変更が生じた場合は、計画の中間年である３年目（令和９年度）を目途に必要な応じ、「花巻市子ども・子育て会議」を活用し、見直しを行います。